

議案第十八号

港区幼稚園教育職員 of 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和八年三月二十六日
教育委員会議案資料 No. 6

港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）中「八万九千六百円」を「九万三千五百円」に、「七万八 hundred円」を「七万四千二百円」に、「六万四千七百円」を「六万七千七百円」に、「四万九千九百円」を「四万九千四百円」に改める。

付 則

この規則は令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則新旧対照表(案)

改正案

現行

(前略)

(前略)

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務務職員
園長	九万三千五百円	七万四千二百円
副園長	六万七千七百円	四万九千四百円

支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務務職員
園長	八万九千六百元	七万八百元
副園長	六万四千七百円	四万九千九百元

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。